



平成 28 年 4 月 14 日

各 位

会社名 中央魚類株式会社
代表者名 代表取締役会長 伊藤 裕康
(コード番号 8030 東証第二部)
問合せ先責任者 取締役執行役員経理部部長 伊妻 正博
(TEL 03-3541-2500)

当社の連結対象会社における不適切な会計処理についての調査結果に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 23 日付「当社の連結対象会社における不適切な会計処理について」で公表いたしました当社の連結子会社株式会社ハウスイ(以下「ハウスイ」という。)の連結子会社(持分比率 100%)である株式会社せんにち(以下「せんにち」という。)における元経理課長による不適切な会計処理についてハウスイの社内調査等を行った結果、その事実確認、原因究明及び再発防止策を策定いたしましたので、ここにご報告いたします。

なお、当社は、この不適切な会計処理に伴う過年度の決算への影響額につきましては、本日公表いたしました「決算短信等及び有価証券報告書等の訂正等に関するお知らせ」に記載しております。

株主及び取引先の皆様をはじめ当社関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

記

1. 不適切な会計処理の概要

本件は、せんにちの営業本部長が、取引先の仕入高について疑問を持ち、元経理課長に対して、販売システムと会計システムの仕入金額の不一致を提示し、説明を求めたところ、過去 3 年間にわたって、同社の仕入先からの請求書を偽造するなどの手法により、支払金を着服していた事実(以下「着服行為」という。)が判明いたしました。

かかる着服行為を受けて、せんにちは、同社の顧問税理士事務所及び公認会計士に対し、着服行為に関する事実関係についての調査を依頼したところ、平成 28 年 3 月 9 日に、着服行為とは別に、平成 25 年 4 月の設立以降、3 年間にわたり、得意先との取引において、会計処理の誤りと見られるものも含めて、売上が過大に計上されていた(以下「会計処理の誤り」といい、着服行為とあわせて「本不適切な会計処理」という。)との調査報告を受けました。

当社としては、かかる調査結果をハウスイより受け、事実関係の確認と当社の業績への影響を確定するため、当社及びハウスイの監査法人与協議を行い、ハウスイ経理部による社内調査を行って参りましたが、3 月 23 日に上記税理士事務所からの報告結果と同様の不適切な会計処理が行われていた下記の事実を確認いたしました。

すなわち、着服行為については、元経理課長が、せんにちにおける小口現金や預金から仮払金として出金した後、売掛金、諸資産科目に振り替えたり、架空経費や架空の売上割戻しを計上していたほか、せんにちの特定仕入先からの請求書を偽造するなどの方法により着服を行っていた事実を確認いたしました。

会計処理の誤りについては、せんにちの特定得意先との取引において、得意先の売上金を全額預かり、そこ

からせんにちの得意先に対する売掛金・立替経費等を差し引いた残額を得意先に返金する決済方法を取っていましたが、その際に、得意先からの預り金全額を売上計上していたため、返金部分について売上割戻（売上マイナス）で処理すべきところ、その処理を行っていなかったことによって売掛金と売上が過大に計上されていた事実を確認いたしました。また、帳合先との取引において、製品在庫の引渡時点が製品完成時から出荷時に変更されたことに伴い、変更時点で未出荷の製品在庫はせんにちの在庫となるため、返品処理が行われました。変更時の処理については適切に行われていましたが、その後、帳合取引先との債権債務の照合で差異があったことから、変更時に帳合先への売上計上漏れが生じていたと誤認し、売上計上した結果、売掛金と売上が過大に計上されていたという事実を確認いたしました。

なお、ハウスイは、本不適切な会計処理の判明を受け、ハウスイグループ各社において類似する事案の有無を確認いたしました。類似する事案は発見されませんでした。また、今回のハウスイの社内調査等の結果、取引先の協力や、元経理課長以外の経理関係者又は営業・仕入担当者による関与は判明しなかったことから、本不適切な会計処理は、元経理課長が単独で行ったものであり、組織的な関与は無かったと判断いたしました。

ハウスイは、平成 25 年 4 月に、事業譲渡の方法により水産練製品等の製造・加工販売事業を株式会社千日総本社より譲り受け、新たにせんにちを設立しておりますので、元経理課長による着服や本不適切な会計処理による影響を受ける事業年度は、過去 3 事業年度に限られると考えております。

2. 当社の業績に与える影響

(1) 着服行為による損益への影響額

着服行為によるせんにちの損害額は、合計 28 百万円と判明しております。着服行為の実行者である元経理課長は、既に懲戒解雇によりせんにちを退社しており、今後の回収可能性については見通しが立っておりません。そのため、損害額全額を貸倒引当金として各期ごとに計上しています。

なお、過去 3 事業年度における影響額の内訳は、以下のとおりです。

第 1 期 (H25. 5 月 ~ H26. 3 月)	△ 6 百万円
第 2 期 (H26. 4 月 ~ H27. 3 月)	△ 13 百万円
第 3 期 (H27. 4 月 ~)	△ 9 百万円
累計額	△ 28 百万円

(2) 会計処理の誤りによる連結財務諸表における損益への影響額

会計処理の誤りによる連結財務諸表への影響額は、追加調査により前回(3月23日)公表の121百万円から合計138百万円に増加することが明らかになりました。過去3事業年度における影響額の内訳は、以下のとおりです。

第 1 期 (H25. 5 月 ~ H26. 3 月)	△ 85 百万円
第 2 期 (H26. 4 月 ~ H27. 3 月)	△ 24 百万円
第 3 期 (H27. 4 月 ~)	△ 28 百万円
累計額	△ 138 百万円

なお、本不適切な会計処理についての訂正処理を実施することに伴い、当社個別決算において、平成 27 年 3 月期にせんにちの債務超過額に相当する貸付金に対し貸倒引当金繰入額 426 百万円を特別損失に計上致しました。(但し、せんにちはハウスイの 100% 子会社の為、連結決算上相殺消去され当社の連結損益計算書等への影響はありません。)

また、連結決算において、せんにちののれんの再評価を行った結果、同社の平成27年3月期におけるのれんの減損損失として、403百万円の特別損失を計上いたします。これにより、過年度の業績については影響を受けることとなりますが、当社の平成28年3月期の業績予想に対する修正等は生じない見込みです。

3. 本不適切な会計処理が発生した理由

(1) せんにちにおける内部監査及び経理組織の不備

せんにちの経理課は、元経理課長1名と経理課員3名の合計4名のみで構成されており、経理、総務を統括する管理本部長は存在しておりましたが、管理本部長は会計処理をチェックする立場にあったものの、元経理課長本人が着服行為の発覚を避けるため、単独で会計処理を行っていました。また、せんにちの当時の管理本部長は、元経理課長の業務を管理監督し、承認する立場にありましたが、元経理課長を信頼して業務を任せていたため、会計処理に関しては十分な確認を行っておらず、日常の経理業務及び決算資料作成業務に関する権限が元経理課長に集中しており、運用面で内部統制が機能していませんでした。

そのため、着服行為及び会計処理の誤りのいずれについても内部監査によって未然に防止することができず、今回の本不適切な会計処理が発生することとなったと考えております。

(2) せんにちの経理業務担当者への教育の不徹底

会計処理の誤りは、元経理課長は経理専門学校を出て他社での実務経験があったものの、せんにちにおける継続した教育が不徹底であり、会計処理に関する知識や能力が不十分であったことに起因して生じたものと考えられます。

(3) ホウスイ及び当社による子会社に対する監督の不徹底

ホウスイ及び当社による子会社の財務報告にかかる内部統制が適切に整備されておらず、ホウスイの子会社に対する管理が十分でなかったことにより、内部監査において確認対象としていたが、せんにちにおける本不適切な会計処理をホウスイ、当社ともに見逃してしまったこと及び内部通報制度が十分に機能していなかったことも、本不適切な会計処理が発生した理由であると考えられます。

4. 再発防止に向けた対応策

当社は、本不適切な会計処理に関連する事実関係及び問題点、並びにこれらの反省を踏まえて、以下の観点より再発防止策を策定し、実行いたします。

(1) 子会社における内部監査及び経理組織の見直しと監督機能の確保

- ① 子会社における業務内容と職務権限について、再度見直しを行い、経理書類作成者と承認者を明確に区分し、承認者に経理業務の知識・経験を有する者を配置するなど、適切な人員配置を行い、相互に牽制機能、チェック機能が働く社内体制を5月末までに再構築いたします。
- ② 上記に加え、外部の専門家(税理事務所等)や親会社の経理部門による定期的な業務監査を毎月実施し、適宜、指導を行うなど、子会社において信頼性のある財務諸表が作成されるよう努めて参ります。

(平成28年5月より実施)

(2) 子会社の経理業務担当者への教育(平成28年5月末までに予定)

親会社の経理部門が、定期的に子会社の決算財務担当者に対して経理業務に関する教育を行い、日常業務における質問の機会を設けるなど、専門性を有し信頼性のある経理担当者の育成に努めて参ります。

(3) 親会社による子会社に対する内部監査体制・内部通報制度の強化

- ① 当社の監査人員を増強するとともに、子会社の経理処理における仮払金、未収入金等の費目処理の業務

プロセス評価を追加し財務報告に係るチェック体制を強化いたします。(平成28年5月より実施)

- ② 当社グループの内部通報制度の積極的な活用を図るため、グループ従業員に対し制度自体の周知や当社のコンプライアンス担当者による指導を毎年実施して参ります。

(4) グループ全体のコンプライアンス意識の向上

定期的に当社も含めたグループ全体でコンプライアンス研修と啓蒙活動を毎年実施し、当社グループの健全な企業風土を構築します。

5. 取締役及び関係者の処分について

今回の事態の重大性を厳粛に受け止め、本不適切な会計処理の実行者である元経理課長に対し、社内規則に基づく厳格な処分を行いました。また、せんにち取締役、ハウスイ取締役及び当社取締役に対しても、その経営責任、管理監督責任を明確にし、今回のような事態の再発を防止するため、以下のとおり、処分を行うことを決定いたしました。

(1) 元経理課長に対する処分内容

懲戒解雇(告訴状提出済み(受理未了))

(2) 取締役の処分内容

① せんにち

役職	概要
代表取締役社長	平成28年6月 取締役退任
取締役会長	平成28年6月 取締役退任
取締役1名	平成28年6月 取締役退任

② ハウスイ

役職	概要
代表取締役会長	報酬月額の20%を6ヵ月減額
代表取締役社長	報酬月額の20%を6ヵ月減額

③ 当社

役職	概要
代表取締役会長	報酬月額の20%を6ヵ月減額
代表取締役社長	報酬月額の20%を6ヵ月減額
代表取締役副社長	報酬月額の10%を6ヵ月減額
常務取締役1名	報酬月額の10%を6ヵ月減額

以上